

令和5年度 第1回松江市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 1 日時 令和5年5月25日(木) 10:30~12:00
- 2 会場 松江市役所 第4別館 教育委員会室(参集及びオンラインによる)
- 3 会議の出席者(順不同)

(1) 協議委員 14名(所属・敬称等 略)

野津 勇(澄川 弘敏 代理)、岸本 行夫、中村 訓子、永島 千津子、福島 喜美子、
周藤 直美、加本 市郎、赤木 直行、吾郷 一二実、榎浦 英子、
世良 匡司、高橋 悟、長坂 正、深貝 登志子、森岡 俊則

※欠席者4名(澄川 弘敏、岡田 志恵美、富澤 治、岩宮 恵子)

(2) 松江市 12名

上定市長、藤原教育長、成相副教育長、森脇法務専門官、佐藤法務専門官、
ICT教育推進係 福田係長、生徒指導推進室 西村室長ほか室員5名

4 委嘱状交付

(1) 交付(事務局)

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。令和5年度松江市いじめ問題対策連絡協議会委員として、市長から委嘱される方は18名でございます。本来なら市長よりお一人ずつ交付すべきところですが、先般、各協議委員の皆様にご送付させていただきました。何卒ご了承いただきますようお願いいたします。なお、委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日です。よろしくようお願いいたします。続きまして、松江市いじめ問題対策連絡協議会の委員委嘱に当たりまして、上定市長がごあいさついたします。

(2) 上定市長あいさつ

おはようございます。皆様お忙しいところ、協議委員にご就任いただき、また本日の連絡協議会にご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本市では、平成30年にいじめ防止基本方針を改定しまして、いじめを防止するための取組を推進しております。令和4年度の市立小中学校におけるいじめの認知件数は、1,017件でして、令和3年度と比べて2倍以上に大きく増加しております。これは、学校現場で起こっている些細なトラブルについても敏感にキャッチするなど、各校においていじめの積極的な認知が進んでいる結果であるものと受けとめております。きめ細やかにいじめを把握するだけでなく、当然ながら、いじめの撲滅に向けて必要な取組を進めてまいります。

本市では、不登校児童・生徒が増加している現況を受けて、昨年度、不登校の児童・生徒とその保護者を対象とするアンケート調査を行っております。また、今年度からは、不登校の児童・生徒に対して、タブレット端末を用いた学習支援を始めておりまして、先進地である熊本市への視察も行っております。今後、子どもたち一人一人に寄り添った支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、協議委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますようご支援のほどよろしくお願いいたします。本日は、よろしくお願いいたします。

5 協議委員自己紹介

6 事務局等紹介

7 資料の確認

8 会長、副会長の選出（会長：高橋委員、副会長：中村委員）

○高橋会長あいさつ

改めまして、島根大学人間科学部の高橋です。学識経験者ということで前任の肥後先生には到底及ばないところですが、私なりに皆さんに協力していただきながら進めていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村副会長あいさつ

改めまして、皆さんこんにちは。皆美が丘女子高校の中村と申します。この会議に出席させていただいて、4年目となりました。長くなりましたが、高橋会長様を支えるという形で皆さんとともにこの会で勉強させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

9 協議会の公開、非公開（全体を通して公開）

○高橋会長

まず議事に先立ちまして、会議の公開非公開について事務局に確認いたします。本日の議事に松江市情報公開条例第30条に該当する報告協議事項は含まれていないと聞いていますが、すべて公開としてよろしいでしょうか。

○西村室長

はい。よろしいです。

○高橋会長

それでは本日の協議等につきましては、公開とさせていただきます。では、まず事務局より報告事項をお願いいたします。

10 報告

○西村室長

資料1 ページをお開きください。令和4年度松江市におけるいじめの認知状況について報告します。(1) 松江市における小中学校別いじめ認知件数の推移、令和2年度から令和4年度の表をご覧ください。直近3年間についての認知件数の推移を示したものです。一目瞭然ですが、前年度と比べて令和4年度はいじめの認知件数は激増しています。そもそも、子どもたちが嫌な思いをしているという場面をとらえて、事実を確認し、大人の手を入れて早く解決に向かわせる。大きな問題に発展させない。子どもたちにとっての成長支援というのが、いじめ認知の基本であります。松江市では昨年度、多くの学校で積極的ないじめの認知が進み、組織的に適切な対応がなされました。以前は、けんかや悪ふざけとしてその場で片付けていたようなケースも、双方の加害行為としてとらえて事実を確認し、本人同士や保護者も含めた謝罪までつなげる丁寧な対応が多く見られました。下の段の表(2)ですが、小中学校の学年別いじめ認知件数をご覧ください。令和4年度、どの学年も増加しており、特に小学校の高学年が顕著でした。多感な時期の子どもたちにいじめとして認知すべき事案が増えている様子が伺えます。中学生になると、この成長に伴って集団の力も高まり、トラブルが徐々に減少していく傾向が見られます。

資料1の2ページから3ページにわたっての報告をします。それぞれの表は、いじめの対応発見のきっかけと形態を示しています。(3) いじめの対応について、小中学校ともに①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことと言われる、ついで⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なこ

とをされたりさせられたりする、という項目が多く報告されました。小学校では、ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする件数が増加傾向にあるのが心配であります。小学校中学校ともに、その他の回答も多く、例えばつねられたとか、倒された、体の上に乗られた、壁に押し付けられた、ボールをぶつけられたなどの暴力行為が報告されました。(4) いじめ発見のきっかけについて、小学校では、被害児童、被害児童の保護者からの相談が多くありました。中学校では、いじめを受けた本人からの訴えや、担任以外の教職員からの情報でいじめの発見がなされるケースが多くありました。小学生中学生ともに、自分と関係する大人に訴えることができおり、良好な関係づくりや環境が整ってきているととらえています。(5) いじめの形態について、小学校中学校とも加害児童生徒 1 人、被害児童生徒 1 人のケースが最も多く報告されました。繰り返しになりますが、一対一のけんかなども学校がいじめとして積極的に認知するようになった表れであります。ここまで、いじめの実態等について説明しました。いじめの認知については、最終的には各校のいじめ対策組織による判断であるため、それを尊重しているところですが、松江市全体で実態を共有して、より適切な認知や未然防止などについて研修するような機会を設けていきたいと考えています。

続いて資料 2 の表になります。令和 3 年度から令和 4 年度における不登校、不登校傾向児童生徒の状況について報告をします。小学校の不登校児童は 279 人で、前年度より 59 人の増加、中学校の不登校生徒は 313 人で 31 人の増加でした。小学校の不登校傾向の児童は 113 人で、前年度より 16 人増え、中学校の不登校傾向の生徒は 62 人、12 人減という報告がなされました。小学校の不登校 279 人のうち、記載していませんが、男子は 146 人、女子は 133 人。昨年度より男女それぞれ 30 人ずつ増加しています。校内外の支援、相談指導を受けてない児童についてですが、これも記載していませんが、令和 4 年は 139 人、前年度は 123 人でした。数も多いですので、早急な対応が必要と考えております。一方、外に出かけるなど比較的自由に過ごす児童につきましては、令和 4 年度、これも記載していませんが 175 人、令和 3 年度は 134 人ということでした。改めて実態把握する必要があると考えております。中学校の不登校 313 人のうち、男子は 174 人、女子は 139 人でした。男子が約 30 人増加しており、女子は数において変化はありませんでした。外に出かけるなど比較的自由に過ごしている生徒は 230 人おり、前年度 188 人ということで、約 40 人増加したということです。担任と面会できたり、友人と遊ぶことなどができたりする状況にありますが、一方で学習機会の確保や関係機関へのつなぎ等の対応が必要だと考えております。校内外の支援、相談指導を受けてない生徒は 127 人おりました。これについても社会的自立を見据えて、進路支援も含めた関わりが必要だと考えております。

続きまして資料 2、裏面になります。問題行動の状況について報告をします。令和 2 年度から令和 4 年度までの状況を棒グラフで示しています。その問題行動のうち、いじめの加害行為を赤色で表示しています。小学校は、盗みに関する項目が減少しています。一方で、対教師暴力、器物損壊が増加しており、生徒間暴力に関しては大幅な増加を示しています。生徒間暴力 237 件のうち、すべてをいじめの加害行為として扱っています。同じ児童が加害行為を繰り返すとか、特別な配慮を要する児童の割合が高い傾向にあります。また、相手への暴力ではなく、相手の持ち物を隠すとか、壊すなどの加害行為が増加傾向にあります。中学校では、対教師暴力、生徒間暴力が増加しています。器物損壊、盗み等については、減少の傾向でした。生徒間暴力 95 件のうち、すべてが

いじめの加害行為です。小学生と同じく、相手の暴力ではなくて、相手の持ち物を隠すとか壊すなどの加害行為が増加しています。ネットトラブルも例年ありますが、各学校において指導が繰り返されて、大きなトラブルに繋がるケースはほとんどありませんでした。引き続き、情報モラル教育やネットトラブルへの適切な指導を推進してまいります。

資料3になります。令和4年度いじめに関する報告書年度末状況調査報告について説明をします。令和4年度の認知事案で、今年度、令和5年度も継続して指導対応や経過観察を行うケースは、小学校で248件、中学校で115件、高等学校で1件あります。未解決で年度を跨いで対応が必要な理由については、それぞれ学校種別の左下のほうに記載していますので、確認をお願いいたします。下の4まとめに記載していますが、子ども同士は和解しても保護者が納得できないケースや、加害の子どもに指導が入りにくいケースがあるというのは、昨年度に限らず、これまでもあったことです。各学校においては、どのケースにおいても、丁寧に適切な指導のもとで、解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして資料4になります。令和4年度松江市いじめ相談電話ホットラインの相談受付状況について説明します。令和4年度の電話相談件数8件、そのうちいじめに関する内容は7件でした。相談時間帯は、朝から夕方までの日中で、60分以内がほとんどでした。2ページ以降に設置要綱を記載していますので、またご覧ください。このほか青少年相談室のほうへ保護者が直接相談するケースもありました。様々な相談窓口が松江市だけではなくて県内、それから全国にもありますが、一人でも救われるように、直接対話する方法の一つとして電話相談を開設しているところです。今年度も不安定になりやすい2学期3学期の始業式前後の期間は、時間を延長して開設する予定としています。報告は以上です。

○高橋会長

ただいま、資料1、2、3、4に基づきまして、事務局から報告をしていただきました。この報告に関して何か質問等ある方は、挙手をお願いします。いかがでしょうか。

○吾郷委員

いじめの認知件数が倍以上に増加したということで、積極的ないじめの認知が進んだので数が増えたと把握されているのでしょうか。何年前前から、積極的に些細なこと、けんかの双方をカウントしたのではという説明を受けているのですが、その評価でいいのだろうかと思います。些細なトラブルもいじめとしているというなら、些細なトラブルは何件くらいあるのでしょうか。冷やかしかからかいは些細なことなのでしょうか。いじめの対応で、①冷やかしか、④ひどくぶつかられた、⑦のところの数値が高くなっているのは、そういうことが些細なことなので増えたということでしょうか。ちょっと疑問に思いまして質問させていただきます。

○高橋会長

令和4年度のいじめ認知に関して、従来と認知の仕方として特段変わった面があるのか。些細なトラブルでもいじめとして認知し、組織的に適切な対応を行うことがあったということでのいいのか。ここで言われている些細なという言葉は、何をもちいて些細なことと捉えているのか。それにより認知された件数は、実際どの程度なのか、といった質問だと思いましたが、いかがでしょうか。

○西村室長

事務局からお答えします。いじめの認知については、積極的にやっ払いこうということは、特に平成30年ぐらいから学校へは周知徹底を図っているところですが、繰り返し、指導、啓発を教育委員会としてもしてまいりました。いよいよ現場における感度、意識の仕方が広まってきたと考えています。昨年度のこの会でもご説明したところですが、学校にスキルをもった教員が増えてきたということが一つあります。教育委員会の指導主事が学校に出向いて、いじめの認知について丁寧に説明し、そういった教員を増やしたことも要因の一つだと考えています。それが昨年度、特にいじめの認知件数が上がった要因の一つだと考えています。

もう一点、些細なものかどうかということを含めてのご質問でした。学校によって捉えは様々だと思います。現場の感覚、対応、判断に任せているというのが実際ですが、例えば故意でなくても、普通に遊んでいても一方が嫌な思いをしたという場面で、これはいじめとして認知するというものもどんどん増えています。例えば、ちょっと声をかけたけどその声かけがきつかった。相手が嫌な思いをしたということで、それもいじめとして認識するといったケースがあります。件数は増えたのですが、重大性や深刻度については、学校それぞれだと思っています。従いまして、些細であるとかそうでないという件数、どれがどの程度の件数かというのは、教育委員会としては把握していないというのが実際です。

○吾郷委員

それでは重大事案は、何件だったのでしょうか。今年度の数は、どうなってますでしょうか。

○西村室長

昨年度令和4年度は、重大事態として扱ったケースはございません。0件でございました。今年度に入って令和5年度も今のところ、その案件を扱っているケースはございません。

○吾郷委員

このポイントを読ませてもらうと、件数は倍増することに対して喜ばしいことと見ておられるようで、いじめに対する危機感が本当にあるのかと感じます。不登校の親の会の中で、保護者の方からの話を聞くと、学校内での居心地の悪さ、自分の身が危ないということで休んでいる子が少しずつ増えているように私は感じます。いじめの数が増えたということは、積極的認知だけではなく、学校がきつくなっている状況があるのではないかと、私は以前から思っています。その認知件数は、先生方が意識的に認知したから増えたということではなくて、学校に居づらくなっている、友達との関係やその他競争にさらされている状況の緊張感などストレスな状態が増えてきているのではないかと親の会をしながら、常々感じているところです。そういう見方をぜひいじめの検討会でしていただきたいと思います。

○高橋委員

厳密な一定の基準に基づいて毎年調査していくものというよりは、認知を積極的にしていこうという形で、その基準自体が変わったので増えてきたという面があるという部分では、例えば以前の認知の仕方では認知されなかったが、今回は認知された件数がどれだけあるのかとわからないという点で、この数字をどう見たら良いのか難しい部分もあるとは思いますが。ただ、この認知件数が増えているのは、同時に組織的対応を行っていることもセットにしての認知件数の増加だと思われるので、認知して喜ばしいと言っているのでは、必ずしもないと私は思います。

○西村室長

いじめの認知件数は、昨年 1,020 件になりますが、これは各学校で対応されたいじめに関する報告書が上がってきたものについて数字を拾っています。従いまして、学校で勝手にこれはいじめだということだけでの件数ではございません。教育委員会も把握し、その後の対応や今後どうするかということの指導も含めて、共有して指導にあたっている件数です。数は増えておりますが、丁寧に適切な対応を進めていくもので、決して楽観的ではなくて、見過ごされていたものも拾っているということです。しっかりと指導の手が入っている、解決を図っているというものですのでご理解いただけたらと思います。

○森岡委員

私は、件数が増えることをあまり意識はしていませんが、何が問題なのかと思って全国統計も含めて調べてみました。いじめ問題の解消率、いかに解消したかというのが一番注目すべき点ではないかと思います。ちなみに、文科省が統計を取った一番新しい全国の統計で、都道府県別のいじめ解消率で、一番解消率の高いのが北海道、2 位が秋田、その次が徳島で、全国平均 80.1%です。一番気になるのは、島根県がワースト 2 位、71.4%です。お隣の鳥取県を見ますと、82.9%で全国 18 位です。同じようなレベルの県でこういう状態です。やはり問題となるのは、いかに解消していくかということで、これが一番大事ではないかと思います。ちなみに、松江市は全国平均の 80%にっていないと、この円グラフを見て思います。ですから島根県同様、松江市もその解消率は、全国レベルに比べて低いという感じを受けました。それともう一つ、重大事態の発生件数です。全国で一番多いのが高知県。それから 2 番目が島根県となっています。これは全国平均的なとり方で千人当たりの発生件数をとっており、その中で発生件数が多いのが島根県です。高知、その次が島根、そして岩手。それでお隣の鳥取県を見ても、25 位となっています。そういう状況ですので、やはり解消率も含めて重大事態の発生も注意していかないといけないという感じを受けました。私が感じたのは、以上です。

○高橋会長

全国統計を調べていただいたのコメントありがとうございます。解消率ということに関しては、資料 3 にも関係するところだと思いますが、どうでしょうか。

○西村室長

資料 3 の方へ記載していますが、昨年度末の状況調査で未解消のものがかなり残っています。我々も先ほど説明しましたとおり、昨年のいじめ事案につきまして、例えば謝罪が終わったことで済みますのではなくて、3 ヶ月を目途に経過観察をいたします。その後、再発していないか、お互いの関係が元に戻っているか、あるいは悪くなっていないかというところまでを見届けて、解消という判断をしているところです。従いまして昨年度末、未解消の案件については、今年度も引き続き 1 学期いっぱいのところまで、解消したかどうかを確認する予定にしております。以上です。

○高橋会長

未解消についても、その後丁寧に対応が続けられているということの表れとご理解できると思います。さらに、解消率ということと言うと、いわゆる些細なものも認知して、それを解消していくと自然とその率は上がっていくのではないかと思いますので、その数字のみを何らかの評価の基準にしてよいかどうかは、難しいところだと思います。

○吾郷委員

いじめ発見のきっかけですが、8番のその他は、どのようなところから分かったのでしょうか。スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの方もいらっしゃるのですか。またその活用は、どんなふうになっているのか質問します。

○西村室長

お答えします。決して担任や直接教科指導に入るものだけではなくて、学校に勤務する者、スクールカウンセラー、サポートワーカー、スクールソーシャルワーカー等の発見によって、いじめが認められるというケースもたくさんあります。そういった報告も受けています。学校にいる大人の目で、いろんな場面で見つけるといった実態があります。以上です。

○高橋会長

そうすると、例えば小学校の令和4年の62件、中学校の令和4年の31件といったあたりは、スクールカウンセラー、サポートワーカー、スクールソーシャルワーカーといった方からの情報で発見、認知されているということによろしいですか。

○西村室長

学校にいる教職員だけではなくて、保護者の方からいじめではないかという訴えもございます。そういったものも含めた数字となっております。

○吾郷委員

保護者からとか、担任以外の職員からというのは項目がありまして、最後にその他となっております。その他とはどういうところからなのか。スクールソーシャルワーカーの方が配置されているのですが、その方からのいじめについての報告もあるのでしょうか。スクールソーシャルワーカーの方と不登校の人はよく相談するそうですが、なかなか分かっただけでない、あそこに行こうかなという気持ちになかなかならないと言っておられます。相談機関として、機能できているのか心配なので聞いてみました。

○西村室長

大変失礼しました。学校の中に様々な支援が入っており、例えばクラスサポートティーチャーやサポートワーカーがいじめを発見するというケースはあります。スクールソーシャルワーカーにつきましても、先ほど申しましたことを訂正します。スクールソーシャルワーカーがなかなかケースに入る機会は少なく、大きな動きになってから関わってもらうことが今まででした。ここには、地域からいじめではないかという連絡があって、認知したケースもありますし、放課後等デイサービスの職員の方からの相談や連絡があって、認知したケースもありました。以上です。

○高橋会長

項目として、7番に当該児童の保護者からの情報という項目がありますが、その当該児童以外の児童生徒さんからの情報が、その他に含まれるという理解でよろしいですか。

○西村室長

はい。そうです。

○高橋会長

はい。ありがとうございます。

○吾郷委員

資料の 1 の (2) の学年別が出ているのですが、これは被害を受けたお子さんの数でしょうか。それとも加害でしょうか。生徒の学年も分かるでしょうか。

○西村室長

はい。これは被害を受けた子どもたちの件数です。

○吾郷委員

ということは加害のほうではなくて、被害を受けたほうの子どもさんの数ですね。

○西村室長

そうです。

○吾郷委員

学年を追うごとに中学校の場合はいじめが減っていくということですが、上級生からのいじめが結構あるようです。生徒の声として、上級生が通る時は立ちどまってあいさつをしなくてはいけない、先生にもそうなのですが、緊張感が非常に強かった。それから、体育祭で縦割りのチームを作られた。その時に長縄跳びで自分は何回か失敗してしまった。すごく落ち込んでいたところ、トイレの中で、「○○さんは、すごくどんくさいよね」と言われた。自分のチームが負けたことに対して、彼女がうまく跳んでくれなかったとも言われ、上級生からの監視の目というか強い圧力を感じて、学校に行きづらくなったという生徒さんもありました。中学校の数は、学年を追うごとに少なくなっていくのは、3年生になればもうそれ以上、上の人はいないわけで、1年生が強い圧力を感じているのではないかと思います。NHKのいじめ自死の番組でも言っていたのですが、上級生からの圧力がいじめに関係することはあると思います。そういうことからして、子どもたちの声をもっとしっかり聞く、先生たちも大変だとは思いますが、子どもがどういう気持ちでいるのか、特に不登校の生徒たちがどんな状況で休んでいるのかを聞くことは、いじめがある空気感や学校のあり方の間直しになるのではないかとすごく感じているところです。

という意味で、このポイントの中での分析がどうなのか、丁寧な対応をされたということはあるかもしれないですが、それだけではないと感じます。もっと組織的なこと、学校全体のありようが問題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○西村室長

貴重なご意見ありがとうございます。我々が分析したこれも一面でしかないと改めて気づいたところがございます。吾郷委員がおっしゃるようにいじめが原因で不登校になった子どもたちへの聞き取りも、非常に大事だということを改めて思ったところです。今後、いろいろな形でそういったことについて協力をいただけたらと思っております。ありがとうございました。

○高橋会長

統計データとしては加害、例えば中学校で加害生徒の学年までははっきりとは掴めてない部分があるのでしょうか。統計と実際の感覚の違いというところから、そういうこともあるのではないかというようなご指摘だったと思います。重要な観点だと思います。ありがとうございます。

○中村委員

お話しいただいている見えない課題というところは、学校もある程度聞き取りをしているとは

もちろん思います。統計の形でこういうふうに出てくると、それがシステム上仕方のないことだと思うのですが、学校でその後の経過も含めて、吾郷委員さんがおっしゃったような、どうして学校に来られなくなったのかという分析も一面的ではなくて、生徒の人間関係も視野に入れながら、一回だけではなくて、寄り添いながらしていく必要があるということをお話を聞きながら確認させていただいたところです。

○高橋会長

報告に基づく質疑応答はこのあたりにして、協議案件 1 の松江市いじめ防止基本方針の改定についての協議に移りたいと思います。事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○西村室長

資料 5 になります。冊子としてお渡ししているものです。松江市いじめ防止基本方針、令和 5 年度版について簡単に説明をします。平成 30 年度に大幅な改定を行い、その後は委員の皆様からの意見を参考に、若干の修正を加えてまいりました。今年度令和 5 年度版につきましては、文部科学省からの通知や事務連絡、それから子ども家庭庁の設立に合わせて変更したり、追記したりした部分があります。変更点につきましては、朱書していますのでまたご確認をお願いします。特に、最後 20、21 ページにつきましては、重大事態の対応について少し細かく追記していますので、改めてご確認をお願いします。

○高橋会長

ただいまの説明につきまして質問、あるいはご意見のある方は、出していただければと思いますがいかがでしょうか。赤字部分になっているところを改定するというので良いかどうかということですが、いかがでしょうか。

○吾郷委員

資料 3 のところで、加害者への指導が入りづらい、加害者の生活態度が心配、加害者に衝動的な行動があるということで、非常に学校の中で困難な状況があるようです。市の教育委員会から学校へ出向いて様子を見たりしておられたようですが、保護者も交代で授業の時間に廊下を見回ったりすることも過去にあったようです。そういうときに、重大事態ということで、外部の専門機関の方も一緒に入って対応できるような文言が入っているのでしょうか。いじめにあつて重大事態、30 日以上欠席するとか金品を盗られたというだけではなくて、非常に大変な状況のときは、専門家の方に入っていただくことが必要ではないかと私は思います。その当時学校に通っていた子は、大変な状況、授業も崩壊しているような状況で、辛くなって別室に行って、結局不登校になった。原因がそこであるとは分からないけれど、何人かの子どもたちが別室に行って、その後不登校になったという話をされました。重大事態でなければ専門家の方にお問い合わせではなくて、様々な形で取り上げていただければと思います。はっきりとそれが問題だったから不登校になったということではないのですが、そういう状況もあるということを知っていただきたい、早い対応をしてもらわないと犠牲者が増えていくということをここで話したいと思います。

○高橋会長

今おっしゃられたことを踏まえて、例えば今回の基本方針の改定の中で、このあたりがもう少しこうなのではないかといったような、こちらに落としていくということを考えたときに何かありますでしょうか。

○吾郷委員

すみません。そののところまで考えていないです。この基本方針の中のどこかから、そういう対応も柔軟にできるならば、この方針を変えなくても良いとは思うのです。うちの会で、過去のことをお話された方があったので、対応がもっと早く必要だったということをお伝えしたかったということです。

○高橋会長

私が見るかぎり、4番の教育委員会の取組の(3)のいじめに対する措置・対処の中に、今回早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加したケース会議で、丁寧な説明を行い、多角的視点から組織的対応ができるよう支援するといった文言は、今おっしゃられたことに、もしかすると関わる部分かもしれないと思いました。

○西村室長

今おっしゃったとおり、その部分を強調してこのたびは追記したところです。併せまして、昨年度のこの協議会でも、複数の委員の皆様からご意見をいただき、重大事態になる前に、もう詰まった状態ではなくてその前に各専門家からの助言なり、ご指摘なりを受けて指導に入っていくこと、課題解決に向かっていくことが大事ではないかと言ってもらいました。そういうつもりで、今年度もしっかり動いてまいりますので、早め早めの対応を心がけていきたいと考えております。以上です。

○高橋会長

その他いかがでしょうか。何かご意見ご質問等ございましたら、出していただければと思います。ではこの内容でご承認いただいたようですので、続いて協議案件2、令和5年度松江市いじめ防止対策事業推進計画について資料の6です。事務局より説明をお願いします。

○西村室長

資料は最後になります資料6です。令和5年度松江市いじめ防止対策事業推進計画について説明をします。本日協議いただきました松江市いじめ防止基本方針、令和5年度版を策定し、6月には市内各校に周知をします。それをもとに、各学校で作成された学校いじめ防止基本方針は、9月に提出を求めます。併せまして、各学校のホームページや便り等で、点検・改定された基本方針を保護者や地域へ発信してもらうことにしています。11月をいじめ防止啓発月間とし、管理職等を対象とした魅力ある学校づくり研修会を開催する予定です。資料6の右下に記載していますが、学校に求められることにつきましては、校長会や教頭会ですでに周知していますが、今後も様々な機会をとらえて市教委から発信を続け、学校の体制をより一層整えていきたいと考えています。以上です。

○高橋会長

ただいまの事務局からの説明にご質問、ご意見のある方は挙手を願います。いかがでしょうか。このようなスケジュールで進めていくということで良いのかどうかですけれども、よろしいですか。特に何かご意見等ないでしょうか。では、ご承認いただいたようですので、この件に関する協議は終わりとさせていただきます。

最後に全体を通して、何かご意見のある方は挙手を願います。まだご発言ない方には、何かおっ

しゃっていただけると良いと思いますが、いかがでしょうか。

○深貝委員

私たちは委員として協議に出ています。長らく学校がどんな状況かというのをほとんど見たことがありません。以前も少しお願いしたのですが、授業参観をさせてもらえるのかどうか。そういう機会があると、もう少し何か見えてくるのではないかと思います。要するに未然防止といっても、日頃出入りしてないとよくわからないというのは、スクールソーシャルワーカーの配置が年間 180 時間という非常に短い時間なので、吾郷委員が言われるような形でスクールソーシャルワーカーが活用できていないというのも問題ではないかと思っています。いじめ防止啓発月間で授業公開があるときには、委員の方も参観できるように考えていただきたいです。お金がないと人を配置できないので難しいことだと思うのですが、各中学校の拠点校には、全中学校に配置していただいて、いじめに特化したものではなくても、いろんなものが見えてくるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。以上です。

○高橋会長

ここで有意義な協議をするための前提として、協議委員が学校現場の状況というのを実際に見て、把握するのが良いのではないかというご発言だったと思いますが、どうでしょうか。

○西村室長

貴重なご意見ありがとうございます。現場を知らないとなかなか判断できないなど、いろいろなお考えがあるかと思っています。ぜひ、そういった機会を設けていきたいと考えます。ここにお集まりの委員の皆様は、そういった立場でもおありかと思っていますので、今後調整して、学校の方へ直接出向いて様子を見るということを計画してまいりたいと考えます。以上です。

○高橋会長

資料の 6 にある例ということで、11 月に授業公開という言葉がありますが、これは主に児童生徒の保護者を対象にした授業公開という意味合いでよいでしょうか。そういった機会も活用して、協議委員が学校現場を見る機会があるとより良いのではないかというご意見だったと思います。

○福島委員

市 P 連の福島です。全体として感じたことをお伝えします。私が言うと地域や学校が限定されてしまいがちですが、市 P 連の役をしてもう 6 年経ちます。市 P 連にいろいろな情報が入ってきますので、そういう内容も考えながら感じたことをお伝えします。情報のことですが、学校と地域、学校と保護者と言われていますが、本当に情報が入ってこないです。保護者の方からいろいろな相談を受ける立場なので、学校にも確認しますが、個人情報ということもあり、こちらも深くは追及しないという状態を続けると、すごく大きな問題となってきます。大きな問題になったら呼び出され、呼び出されると 1 から説明をされる。こんなに大きくなっていたのだという間に、またどんどん問題が進んでいるという情報も結構入ってきました。結局子どもたちに対して、何もできていないと感ずることが多いです。こういう資料を読ませていただくと、保護者との連携が大事と言われていますが、言うだけだったり、こういう会議だけ参加で終わっていたりして、関わりはないと感じています。やはり一緒になって考えて、それぞれの立場で実施していけるような取組をやっていきたいと思っています。あともう一点、まず親が気づいていかなければいけないと思います。社会に出て自立した大人になるためには未熟な子どもたちなので、いろんな問題が

あると思います。いじめの加害者や被害者になったときに、どう周りの大人が関わっていくか。大人たちが考えていかなければならないと思っています。子どもを取り巻く親たちが知らないことがとても多すぎて、子どもたちが今どういう現状にいるのかというのを親がわかってないことがとても多いです。市P連としても、その現状を把握していくために、いろいろな情報発信をしています。昨年度でしたら、家庭学習について、ICT教育について、学校給食についてです。全体で話し合ったのですが、こういうような内容も保護者全員がわかるように話していき、保護者が知る、親がもっとアンテナを張って子どもたちを見ていけるような取組をしていけたらと思っています。以上です。

○西村室長

貴重なご意見として、承りました。学校へはこのいじめのことにかぎらず、早めにPTAの会長さんや学年委員長さん等に情報共有してということは、これまでも校長会等でお願ひしているところです。事が大きくなって、いよいよ身動きが取れなくなってからではなくて、早め早めに情報共有して、一緒に解決していくようなことも伝えております。松江市全体でそういったことになれば良いと考えております。以上です。

○高橋会長

松江市いじめ防止基本方針の中に、保護者の役割を明記されたところがあり、そういう意味ではこういった基本方針を多くの方に知っていただくことも大事だと聞きながら思いました。

○吾郷委員

今年度の事業計画、推進スケジュールの中にいじめに対する研修が計画されているのかどうか。それからいじめを特化した授業を行われているのか、市内に先進的な授業をしておられる方がおられるのかも聞きたいと思います。シンキングエラーという言葉をご存知ですか。「やられたらやり返してもいいんだよ」「他の人がやっているからやるんだよ」というような気持ちです。シンキングエラーについて、大阪の吹田市で授業をしておられる様子がありました。子どもたちは、そういう具体的な場面を見て、自分も参加しながら、こういうことが相手は嫌な気持ちになるんだとか、ここで自分がこうふるまうと随分変わってくるんだなっていうようなことを学んでいく授業だったように思います。いじめの問題が本当に子どもたちのトラウマになって、最後まで残っていたり、不登校になってそれから自分の人生が大変な状況になったりするのは。空気を変えていく、学校の中を変えていくという意味でも、そういう授業をぜひ取り組んでほしいと思います。それと子どもの声を聞いてきましたので少し言いますと、学校の中でいじめられないか、嫌われないか、友達に合わせるようにして自分はやってきた。自分の立ち位置はどこにあったらいいのかと、本当に神経をすり減らして暮らしているというようなことを言っていました。本当に安心できるような学校ではなかったと思いました。ある子どもさんは、学校の中にいることだけでも、もう息が詰まって嫌だったという不登校の子どもさんがおられました。もう1人の方は、クラスの中に1人ぼっちをつくるという雰囲気があって、ターゲットは次々と変えられる。それを自分がいつなるかという不安と、ぼっちを作るような仲間関係を見ているのも嫌で、私は学校に行けなくなったと言う人もありました。それから、ある人はその場その場で自分のキャラを変えてきた。教室ではこのキャラ、部活ではこのキャラ、そしてまた学校外の習い事のところで、また自分のキャラを変えてきた。それは、その場で求められている自分を作りながらずっとや

ってきたということです。学校へ行ったり行かなかったり、五月雨登校をして長い間苦しんできたけど、結局高校の時に学校へ行かなくなったという方でした。そういうふうには子どもたちは、学校の中で直接いじめられたわけではないですが、いじめの様子を見てしまった。そのことが非常に心のダメージになってきていると言っておられました。とかくいじめの事後対応が主ですが、いじめを生むような学校の状況、緊張感と競争を根本的に変えないといじめはなくならないと思います。先生方の張り詰めた状況とか、高圧的な様子も大いに影響している。先生方の働き方をもっと変えていかないと、中にいる子どもたちが大きく影響を受けていると私は感じているところです。ぜひそのシンキングエラーが良いのかどうか私も十分分からないのですが、いじめに特化した授業をどこかの学校で本気に取り組んでほしいと思います。それと、研修が今年度どのように行われるか。昨年、どう行われたのかも聞きたいと思います。

○高橋会長

いじめというのは、その児童生徒さんが当該学校に所属している間だけの問題ではなくて、その後も続いていきかねない問題だという観点からのご質問、ご意見をいただいたかと思えます。まず一つ、いじめに特化した授業が具体的な取組としてあるのかどうか。それから、研修に関しては、これまでどういうものが行われていて、今年度はどのようになっていく見込みがあるのかについて、事務局からわかる範囲でお願いできますでしょうか。

○西村室長

最初のところですが、非常にセンシティブな子どもたち、大人もですが、そういった雰囲気によって、なかなかそこに行きづらくなる人がいるということは、我々も認識しているところです。学校づくり、集団づくり、仲間づくりを、未然防止としても積極的に取り組んでいく必要があると改めて思ったところです。いじめに特化した取組、研修や授業についてのご質問がありました。昨年の第2回のところで一覧を紹介しましたが、特に11月のいじめ防止の啓発月間に、各学校において特色のある取組がなされています。これは教職員研修というよりは、子どもたちの例えば道徳の授業でいじめについて扱うものや保護者を呼んでの講演会、新聞作成等それぞれの学校も学校の実態に応じて、あるいは新しい取組にも挑んでおられます。改めて11月の取組を終えた後に、第2回のところで詳しいことは報告させていただきます。ありがとうございました。

○高橋会長

また実態については、改めて報告いただけるということです。

○岸本委員

いじめに特化した授業というご質問もありましたが、先ほど事務局から説明があったように、学校では11月に人権をとらえた生徒会主催の人権集会やPTAとも連動した講演会を開催、各学校が実態に応じて、いじめや相手の立場を尊重する気持ちを育むような人権を考える場を集会や授業という形で実施していると思います。また、道徳の授業や学級活動、特に9月、10月に行われる学校の大きな行事の前や縦割り活動を行うときには、そういった視点ももちながら学校の状況に応じて、それぞれいじめや人権についてしっかりと考える場をもっているのではないかと思います。それからもう一点ご質問がありました。子どもたちが学校の中で嫌われないかというような立ち位置をすごく心配しているというご意見がありました。学校では、子どもたちが安心安全でいられる学級集団づくりをしっかりと進めていくことが基本になるのではないかと思います。

ます。いじめを受けたりいじめを目撃したりしたときに、きちんとと言える環境や安心して相談できる機会や場をしっかりとつくっていく。各学校で年間の活動計画に教育相談やアンケート等を実施しながら実態把握を進めて、子どもたちをしっかりと対応していく。子どもたちの学級集団の中での状況を把握し、対応していくことを進めていることをお知らせしておきます。以上です。

○高橋会長

学校現場からの情報ありがとうございました。副会長の中村委員さんから何かありますか。

○中村委員

皆さんにいろいろご意見をいただいたり、ご協議いただいたりした内容がやはり一人一人の生徒の行動や具体的なあり方に繋がっていかないといけないと思っています。確かに授業や学校の教育計画の中で、人を大事にするということは、実際にやってはいるのですが、それぞれが自分自身のことを自分事としてきっちり把握してどうふるまっていくか。特に高校の場合は、3年生のときに、選挙権をもらうような立場ですので、社会に出るところ、選挙権を持った一市民になるということも含めて、学校としては育てていかないといけない。自覚をもった大人になるという意味で、人を大事にする自覚をそれぞれがしていけないといけないことを、今日改めて皆さんのお話を聞きながら考えさせられたところでした。本日は、いろいろ勉強させていただきましたこと、本当に感謝申し上げます。

○高橋会長

私も勉強になりましたありがとうございました。事務局から、何かありませんか。

○西村室長

はい。特にございません。

○高橋会長

そうしましたら、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局

高橋会長様、議事の進行をありがとうございました。なお、今回第2回連絡協議会のご案内をさせていただきます。第2回連絡協議会につきましては、令和6年1月26日金曜日、10時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

○藤原教育長あいさつ

本日は皆さんお忙しい中、貴重なお時間頂戴いたしまして、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。いただきました意見をどのように生かしていくのかというのが、教育委員会としての責務だと思っています。皆さん方のご支援をいただきながらしっかり改善につなげていきたいと考えているところですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。本日の協議会でも説明しましたように、いじめの認知件数というのは大変急激に増加をしております。これは裏返しとしては、やはり初動対応の大切さというのを現場で徹底してやってほしいということを教育委員会からお願いをしております。初動対応の中で、自分がされて嫌なことは相手にも決してしてはいけないということを、教育現場で子どもたちにしっかりと伝えていこうという話をいただいていると考えております。また、現場の実態、どのように把握して、より分かりやすく、それを皆様方に伝え、それから議論をしていただくところをしっかりと事務局としては対応していくべき課題だと思っています。ぜひ現場の実態も承知した上で、よりよい議論ができればい

いと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いずれにしても、学校関係者だけではなく様々な分野の専門家の皆さんのご意見をいただきながら、この問題を解決していく、子どもたちのためにということで、皆さん方の思ひは一つだと思っていますので、今後とも連携を図りながら、しっかり課題解決につなげていきたいと考えています。本日は長時間にわたりまして、ご意見をいただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回松江市いじめ問題対策連絡協議会を閉会します。